

平成２８年 第５回教育委員会 会議録

日 時	平成２８年４月２６日（火） 午前９時３０分～１０時３０分
場 所	向日市役所 第６会議室
出席委員	永野教育長、前田委員、白幡委員、松本委員、流石委員
事 務 局	教育部長、教育総務課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務担当課長、学校教育課担当課長、学校教育課主幹３名、図書館長、教育総務課係長、教育総務課主査
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	２人
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第２回、第３回及び第４回会議録の承認について諮る。
	（全員異議なし）
教育長	会議録は承認された。
教育長	教育長に対する事務委任規則に基づく報告を願う。 初めに、「向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」報告を願う。
事務局	― 向日市立学校の管理運営に関する 規則の一部を改正する規則について ― 本年４月１日から「地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、必要な改正を行うものである。 改正の内容としては、能力及び実績を把握した上で行われる人事評価を導入することから、「職員評価」を「人事評価」に改めるとともに、これまで規定されていた「自己目標」や「自己評価」を行う時期についても京都府教育委員会の「京都府府費負担教職員人事評価実施要領」で別途定めがあるため、これらの文言を削るものである。 京都府教育委員会においても法改正を受け、「京都府立学校の管理運営に関する規則」の一部改正を行い、４月１日から施行されているため、府費負担教員である各小中学校の教員の取り扱いについても府の規則改正に倣い、「向日市立学校の管理運営に関する規則」を改正するものである。 本件については、平成２８年３月２８日に京都府から通知があり、施行が４月１日となることから、教育委員会に諮るいとまがなかったため、教

	育長に対する事務委任規則第5条の規定に基づき臨時代理を行ったものである。 【質疑】
委員	条文中、「学年始め」「学年末」と期間が削られているが、いつでも見直せるということか。
事務局	「京都府府費負担教職員人事評価実施要領」に日程が掲げられており、4月1日、3月31日に加え、5月30日と規定で定められているものである。
委員	「職員評価」から「人事評価」に改正するとあるが、新たな人事評価は、その職場に適応しているかどうかということか。
事務局	今回改正された人事評価には、自身が自己申告にて評価をすること、評価者が評価をすること、という2つの側面がある。
教育長	自己申告の中身について、詳細な説明を願う。
事務局	自己申告は、自身の仕事の進め方等目標を記入したものである。例えば担任の場合は、学級経営、生徒指導、学校運営及び自己の研修について等の目標である。その自己申告について評価者が評価を行うということである。
委員	評価者というのは、具体的には校長ということか。
事務局	各教員については校長である。
委員	京都府全体で共通の取り扱いということか。
事務局	そのとおりである。
教育長	教育長に対する事務委任規則第5条により、その承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	「向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」は承認された。

教育長	次に、「向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について」報告を願う。
事務局	― 向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について ― 平成２６年６月に「行政不服審査法」が改正され、本年４月から施行されたことに伴い、必要な改正を行うものである。 「行政不服審査法」改正の趣旨は、行政に対する不服申立制度が、「異議申立」と「審査請求」という二段階の手続になっていたものを、手続きの迅速化等を図るため、「審査請求」に一元化したことである。この法律の改正に伴い、京都府教育委員会は、「京都府立学校教職員服務規程」の一部改正を行い、本年４月１日から施行することとなった。 今回の本市の規程の一部改正について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第４３条４項において、「都道府県委員会は、…市町村委員会の行う県費負担教職員の服務の監督…について、技術的な基準を設けることができる。」とされていることから、府費負担教職員である向日市立小中学校の教職員についても、京都府教育委員会の改正に合わせ、規程の一部改正を行ったところである。 本件についても、平成２８年３月３０日に京都府から通知があり、施行が４月１日となることから、教育委員会に諮るいとまがなかったため、教育長に対する事務委任規則第５条の規定に基づき臨時代理を行ったものである。 【質疑】
委員	「異議申立」から「審査請求」の流れが、「審査請求」に一元化されるということであるが、具体的にどのように変わるのか説明を願う。
事務局	審査請求までの流れは大きく変わるものではないが、審理員制度と第三者機関を新たに設けることとなった。審査の際、従来処分をした処分庁が審査庁となって審査を行っていたものを、改正後は、処分庁以外の者が審理員として、口頭で意見聴取等を行い、それを踏まえ審査庁が採決をすることとなった。また、その採決の前に再度第三者機関諮問を行い、その答申に基づいて採決をすることとなったものである。 採決までの時間はかかるが、その分、公平公正な審査ができるようになるものである。 審査請求をできる期間についても改正され、従来は処分があった日から６０日以内と定められていたが、改正後は３カ月まで延長されたものである。

委員	審理員や第三者機関は、誰になるのか。
事務局	審理員については、処分案件と関係の無い職員が当たることとなる。 第三者機関については、これから検討される。
教育長	教育長に対する事務委任規則第5条により、その承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	「向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について」は承認された。
教育長	次に、「平成28年度向日市指導の重点について」承認を諮る。 前回の教育委員会で議決をいただくことが本来であったが、ふるさと向日市創生計画の学校教育・社会教育の分野を踏まえることとしており、その策定が3月31日になることが予定されていたため、承認が得られていなかった。しかし、「平成28年度向日市の教育（指導の重点）について」は4月1日から施行する必要があるため、教育長に対する事務委任規則第5条の規定に基づく臨時代理により定めたため、その承認について諮るものである。 (全員異議なし)
教育長	「平成28年度向日市指導の重点について」は承認された。
教育長	次に、委員会諸報告について報告を願う。
事務局	― 向日市における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画の策定について ― 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体、特定事業主は国が別途定める事業主行動計画策定指針に即して、任命権者ごとに特定事業主行動計画を定め、公表することが義務づけられ、本市における特定事業主行動計画を3月31日付で策定したものである。 策定に当たり、各事業主の女性の採用比率や管理職比率、労働時間の状況、勤続年数の男女差などについて、把握・分析を行い、その結果を勘案して数値目標や取り組みを行動計画に盛り込むことが必要になった。 この行動計画については、各地方公共団体の実情に応じて複数の任命権者の連名で策定しても差し支えない旨国からの通知があり、本市においては職員の採用や管理職への登用、時間外勤務など包括的に管理しているの

	が市長部局であるため、市長と連名とした。 (計画の内容については、資料のとおり) 【質疑】
委員	本計画が5年間となっているが、見直しはされるのか。 例えば中間見直しはあるのか。
事務局	この計画については、国では10年間で定めるとされており、5年で見直しが図られるものと考えている。
委員	新聞報道を見て、世界の女性の活躍の水準から比べると、日本は低いと感じた。部長・次長級の女性職員の割合目標が10%となっているが、10人中1人は低いと感じる。現在の向日市の数値はどうなっているのか。
事務局	国が部長・次長級についての数値目標を10%と定めているため、市もこれに準じたものである。 4月1日現在、部長・次長級に相当する19人中、うち2人が女性のため、10.5%と、目標値は達成している。教育委員会に限定すると、3人中うち1人が女性のため、数値は33.3%となっている。 民間の一般事業主の場合、301人以上で計画の策定が義務付けられており、政令市など規模の大きい市では教育委員会単独で定めているところもあるが、全職員389人の本市では、市長部局と連名で計画を策定したものである。
委員	「男性の育児休業は取得割合0%」となっているが、取得しにくい状況なのか。
事務局	相談はあったが結果として育児休業を取得した男性職員はおらず、女性が取得しているのが実情である。実績がないため取得しにくいかもしれない。
委員	夫婦で子育てをする視点が浸透する必要がある。向日市ももっと取得しやすくした方が良い。
事務局	男性職員からの申請があれば、認めるはずである。ただ、この育児休業制度は、夫婦のどちらかしか取得できない。男性が取得すると、女性が仕事を復帰することになり、そういったことから男性の取得が低いのではないか。

委員	フレックスタイム制度が実施されていれば、男性が育児に参加する時間的余裕ができるのではないか。子どもを育てることは教育の基本であるため、時間的余裕が必要だと考える。
事務局	本市では、フレックスタイム制度は実施されていない。
委員	育児参加のための休暇は、何日取得できるのか。
事務局	育児参加のための休暇については、年に5日以内、取得単位については日又は時間帯で取得することができる。
委員	計画のP5「状況の把握 1 採用した職員に占める女性職員の割合」において正規職員しか記載されていないが、非正規職員の数字は含めないのか。
事務局	正規職員のみで割合を算出している。非正規職員の場合は、短期雇用であるため、どの時点で算出するかによって割合が変化する。向日市では、臨時職員である事務職、保育士ともに大半が女性である。非正規職員も含めると女性職員の割合がもっと大きくなる。
教育長	次に、心の相談サポーター事業について報告を願う。
事務局	— 心の相談サポーター事業について — 平成26年度以降、不登校の児童・生徒が増加する状況を踏まえ、学校には登校しているが、教室に入りにくい児童・生徒を対象とし、臨床心理を学ぶ大学院生を学校に派遣し、学習支援や教育相談等を行い、不登校の未然防止を図るものである。 配置校については、昨年度の状況を踏まえ、今年度は第2、第3、第6向陽小学校、勝山中学校の計4小中学校とし、サポーターについては、大学院生6名を各小・中学校に週2日、1年間を通して派遣する。 児童・生徒にとってサポーターの所在を明確にするため、校内で別室を確保し、児童・生徒が休み時間等に自由に来談できる環境を整え、サポーターは、個々の状況に応じ、学習指導や教育相談等を行い、悩みや不安の解消に努めるものである。 本年4月第4週から派遣を開始し、小学校においては、低学年児童で、教室での活動に馴染みにくい児童を対象に学習指導、学習活動の支援を行い、コミュニケーションを図りながら人間関係を築いている状況である。中学校においては、不登校の生徒への学習支援や、個別相談に取り組み、生徒から相談をもちかけることができる関係が築けている状況である。

	【質疑】
委員	大学院生は、心理を専攻し、将来、臨床心理士を目指している方か。
事務局	スクールカウンセラー等を希望している大学院生である。
委員	実施要項「3 事業内容（4）勤務形態」の年間43週とは、6名の合計でということか。
事務局	年間43週とは、児童・生徒が学校に登校する週のことである。サポーター6人のうち週1日勤務する者と、週2日勤務する者の2通りがあり、それぞれ43回勤務する者と、86回勤務する者がいるということである。
教育長	次に、向日市小中学校子どもの未来づくり支援事業について報告を願う。
事務局	― 向日市小中学校子どもの未来づくり支援事業について ― 本事業は、平成24年度から実施していた「特色ある学校づくり支援事業」の内容を踏まえて見直しを行い、新たに実施するものである。 目的としては、実施要項第1条のとおり、各学校が、児童・生徒の実態や地域の特色を踏まえて実施する、魅力ある教育活動や教職員の資質能力の向上に資する研修等を支援することによって、子どもたちの未来を育む教育を推進することである。 支援内容としては、実施要項第4条のとおり、従来の教育活動、研修会等に係る講師招致に加え、近年の若手教員の増加を踏まえ、退職教員を年間各学校5回程度指導員として派遣し、若手教員の授業、学級経営等の指導力向上を図るものである。 また、先進校視察旅費、事業を実施するためにかかる消耗品費の支援も行うこととした。 【質疑】
委員	各学校の申請に対して、補助するのか。
事務局	各学校から提出される計画書の内容を精査し、承認した事業に対して補助するものである。
委員	計画書の提出期限が4月末までとなっているが、既に提出されているか。また、事業実施後の報告もあるのか。
事務局	計画書は各学校で作成中である。事業実施後は、各学校から実績報告書

	の提出を求める。
委員	各学校によって申請内容が変わるはずだが、全小中学校の予算上限額は同じであるのか。
事務局	全小中学校、同じ予算であり、予算の範囲で計画を作成してもらう。
教育長	次に、雑誌スポンサー制度について報告を願う。
事務局	— 雑誌スポンサー制度について — 制度の趣旨は「広告ちらし」のとおりである。「雑誌スポンサー一覧」のとおりスポンサーになっていただいたので、約4万円費用を削減できた。この削減額で新たに4誌を購入する計画である。 【質疑】
委員	新しく28年度の雑誌数が増えたということか。
事務局	そのとおりである。 2誌は購入済みで書棚に配架している。残り2誌も発注済みである。
教育長	閉会宣言

平成２８年第５回教育委員会

平成２８年４月２６日（火）

午前９時３０分から

向日市役所 第６会議室

- １ 開 会
- ２ 教育長に対する事務委任規則に基づく報告
- ３ 委員会諸報告
- ４ 閉 会

教育委員会規則第 3 号

向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

〔教育部学校教育課〕

1 改正の趣旨

平成 28 年 4 月 1 日に地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 条）が施行されることに伴い改正するもの。

2 改正の内容

- （1）職員評価を人事評価に改める。
- （2）自己目標・自己評価の時期を削る。

3 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

向日市教育委員会規則第 3 号

向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

向日市立学校の管理運営に関する規則(昭和 58 年教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

「第 6 章の 2 職員評価」を「第 6 章の 2 人事評価」に改める。

第 16 条の 2 の見出し中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条第 1 項中「学年始めに」及び「学年末に」を削り、同条第 2 項中「職員を学年末に評価」を「職員の人事評価を」に改め、同条第 3 項中「前 2 項の自己目標設定状況及び評価結果」を「第 1 項の自己目標の設定状況及び前項の人事評価の結果」に改め、同条第 4 項中「職員の評価」を「人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

〈参考〉

向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
新 旧 対 照 表

改 正	現 行
第6章の2 <u>人事評価</u> (人事評価) 第16条の2 職員は、学校経営計画を円滑に実施するため、_____自己目標を設定し、その達成状況等を_____自己評価しなければならない。 2 校長及び教頭は、前項の達成状況等により、<u>職員の人事評価を</u> _____しなければならない。 3 校長は、<u>第1項の自己目標の設定状況及び前項の人事評価の結果</u>を教育委員会に報告しなければならない。 4 前3項に定めるもののほか、<u>人事評価</u> _____に関し必要な事項は、教育長が定める。	第6章の2 <u>職員評価</u> (職員評価) 第16条の2 職員は、学校経営計画を円滑に実施するため、<u>学年始めに</u>自己目標を設定し、その達成状況等を<u>学年末に</u>自己評価しなければならない。 2 校長及び教頭は、前項の達成状況等により、<u>職員を学年末に評価</u> _____しなければならない。 3 校長は、<u>前2項の自己目標設定状況及び評価結果</u> _____を教育委員会に報告しなければならない。 4 前3項に定めるもののほか、<u>職員の評価</u> _____に関し必要な事項は、教育長が定める。

教育長訓令第 3 号 向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に
関する規程の一部を改正する訓令

〔教育部学校教育課〕

1 改正の趣旨

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の全部改正による新しい行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の制定により、従来の「異議申立」及び「審査請求」が、「審査請求」に一元化されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）の施行による地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

3 施行期日 平成 2 8 年 4 月 1 日

教育長訓令第 3 号

向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する
規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 4 月 1 日

向日市教育委員会

教育長 永 野 憲 男

向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する
規程（平成 2 年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の 5 の表中「地方公務員法第 46 条又は第 49 条の 2 第 1 項の規定により措置の要求又は不服申立てをする場合」を「地方公務員法第 46 条の規定により措置の要求をし、若しくは同法第 49 条の 2 第 1 項の規定により審査請求をし、又は地方公務員法災害補償法第 51 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により審査請求をし、若しくは同項の規定により再審査請求をする場合」に、「不服申立てには、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和 37 年法律第 161 号)に基づく改正前の地方公務員法第 49 条第 4 項の規定による審査の請求を含む。」を「職員が当該規定により措置の要求、審査請求又は再審査請求をし、及び当該職員がこれらの審理に出頭する場合である。」に改める。

《参考》

向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程

新旧対照表

改 正								現 行							
別表（第6条関係）								別表（第6条関係）							
5 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年京都府条例第6号）に基づく職務に専念する義務の免除の取扱い								5 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年京都府条例第6号）に基づく職務に専念する義務の免除の取扱い							
範囲	左記の説明	承認を与える期間	手続		出勤簿の取扱い		備考	範囲	左記の説明	承認を与える期間	手続		出勤簿の取扱い		備考
			申請書等区分	承認権者	日割欄	記録欄					申請書等区分	承認権者	日割欄	記録欄	
(10) <u>地方公務員法第46条の規定により措置の要求をし、若しくは同法第49条の2第1項の規定により審査請求をし、又は地方公務員災害補償法第51条第1項若しくは第2項の規定により審査請求をし、若しくは同項の規定により再審査請求をする場合</u>	<u>職員が当該規定により措置の要求、審査請求又は再審査請求をし、及び当該職員がこれらの審査理に出頭する場合である。</u>	その都度必要と認める時間	職務専念義務免除申請書（別記第5号様式）	校長	専免	その他		(10) <u>地方公務員法第46条又は第49条の2第1項の規定により措置の要求又は不服申立てをする場合</u>	<u>不服申立てには、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和37年法律第161号）に基づく改正前の地方公務員法第49条第4項の規定による審査の請求を含む。</u>	その都度必要と認める時間	職務専念義務免除申請書（別記第5号様式）	校長	専免	その他	

平成28年度



向日市の教育

新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進



古代衣装ファッションショー(文化資料館)



職場体験活動



古墳出前授業(文化財調査事務所)



ふるさと学習



保幼小連携



おはなし会(図書館)



あいさつ運動



小中連携 教員研修



自転車安全教室

向日市教育委員会

平成28年度 指導の重点

新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進

今日、本格的な少子・高齢化時代を迎え、地域活力の低下が危惧されている。また、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の社会の中で、21世紀の教育は大きな転換期にあり、さまざまな教育改革が進められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、時代の進展に対応した取組を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

一人一人の自立

主体的に学び、考え、行動する力を培う

一人一人が、家庭や地域社会を支える一員であるという自覚を持って、主体的に学び、考え、行動できる力を培う。

共生する地域

日頃から顔の見える人間関係を育てる

家庭や地域社会の一員として人とのかかわり方を学び、他者を理解し、互いに認め合い、共に生きるという意識を高める。

人権が尊重される社会

人権という文化を生活の中に根付かせる

一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション（コミュニケーション能力の育成）
- 本が好きな子どもをはぐくむ読書活動（読書活動の充実）
- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習（地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実）
- 身近な環境から主体的に考える環境教育（環境教育の推進）
- 学校、家庭、地域社会がともに進める食育（食育の推進）

学校教育指導の重点

本市は、「ふるさと向日市創生計画」や「京都府の教育振興プラン」を踏まえ、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図る。

各小中学校は、京都府教育委員会「学校教育の重点」及び本市教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にして、学習指導要領の趣旨を踏まえた特色ある教育課程を編成する。また、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進するなど地域の力を活用し、家庭・地域社会と一体となって信頼される特色ある学校づくりを推進する。

確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、個性を伸ばし、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、21世紀の文化の担い手として、社会と地域の発展に貢献できる人間の育成を図る教育を推進する。

生きる力

確かな学力

基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

豊かな人間性

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など

健康や体力

たくましく生きるための健康や体力

子どもの意欲を引き出し高めるためには、子どもが周囲から温かくも厳しい愛情や信頼などに「包み込まれているという感覚」が大切であり、すべての子どもがこうした感覚を実感できるように、あらゆる教育活動を推進する。

学力の充実向上と個性を伸ばす教育の推進	1 学習指導の充実 2 特別支援教育の充実 3 キャリア教育の充実 4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実 5 校種間連携の強化
豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進	1 道徳教育の充実 2 人権教育の推進 3 生徒指導の充実 4 芸術・文化活動の充実
健やかな身体の育成と体力の向上	1 体力・運動能力の向上 2 健やかな身体の育成 3 食育の推進
家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり	1 開かれた学校づくりの推進 2 学校改善に生かす学校評価の充実
教職員の資質能力の向上	1 教職員研修の充実 2 教職員評価の実施
安心・安全な教育環境の充実	1 学校における安心・安全の確保

学力の充実向上と個性を伸ばす 教育の推進

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した「質の高い学力」を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努める。

特に配慮すべき事項

1 学習指導の充実

- (1) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある研究の推進と積極的な成果の普及
- (2) 学力向上プログラムに基づく学習指導の改善・充実
- (3) 「子どものための京都式少人数教育」を踏まえ、個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (4) 基礎的・基本的な知識や技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成
- (5) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (6) 総合的な学習の時間等における「ふるさと学習」の充実
- (7) 学校図書館機能の充実と読書活動の充実
- (8) グローバル化に対応できる人材の育成
- (9) 本市主催の事業や大会、各種の作品展などを学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

- (3) ・「中 1 振り返り集中学习」「中 2 学力アップ集中講座」「ジュニアわくわくスタディ」の活用
・音読や古典に関する学習活動を重視
・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (4) ・算数・数学的活動をとおして、日常の事象を数理的に考察し、表現する学習活動を重視
・目的意識をもって観察・実験などを行い、仮説を立てたり、結果に基づいて考察したりする学習活動を重視
- (6) ・『大発見向日市』『文化遺産DVD』の活用
・市内各施設・史跡等の活用
・地域人材の活用
- (7) ・学校図書館支援員の活用
・学校図書館ボランティア、公共図書館との連携
- (8) ・A L T（外国語指導助手）の積極的な活用
・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進

2 特別支援教育の充実

- (1) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成・活用
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制の充実
- (3) 特別支援教育についての啓発

- (1) ・授業のユニバーサルデザイン化（※）
・教育相談員や支援員等の積極的・効果的な活用
- (2) ・コーディネーター連絡会議の充実

※ 授業のユニバーサルデザイン化…特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童等が「わかる・できる」授業づくり

3 キャリア教育の充実

- (1) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進
- (2) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実

- (1) ・地域社会と連携した体験的な学習の時間

4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実

- (1) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成
- (2) I C T機器を効果的に活用した分かりやすい授業と情報活用能力の育成
- (3) 持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実

- (1) ・新聞の活用
- (2) ・デジタル教科書の効果的な活用
・情報モラル教育の充実
- (3) ・地域や関係機関との連携

5 校種間連携の強化

- (1) 小中や小小の連携強化による学習指導・生徒指導等の充実
 - (2) 幼稚園・保育所と小学校の連携強化
 - (3) 各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携による進路指導の充実
- (1) ・小中や小小連携による授業研究、合同研修会の充実
 - (2) ・保幼小指導者による合同研修会の実施

豊かな人間性をはぐくむ 心の教育の推進

学習指導要領に規定された公共の精神、伝統や文化の尊重などを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動を充実させるとともに、家庭、地域社会と一体となって、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である豊かな人間性や社会性の育成を図る。

1 道徳教育の充実

- (1) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実
 - (2) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実
 - (3) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実
 - (4) 家庭、地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり
- 特に配慮すべき事項**
- (2) ・『道徳教育の進め方 京都式ハンドブック』等の活用
 - ・小中学校道徳実践交流会の充実
 - (4) ・あいさつ運動の推進

2 人権教育の推進

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進
 - (2) 同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実
 - (3) 公開授業の実施と保護者、地域社会への啓発
- (2) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導
 - ・京都府人権関係資料等の積極的な活用

3 生徒指導の充実

- (1) 生徒指導や教育相談のコーディネーターの役割の明確化と組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実
 - (2) 児童生徒の規範意識の醸成
 - (3) 異年齢交流活動や職場体験活動など「自己有用感」を育てる取組の充実
- (2) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施
 - ・「法やルールに関する教育」の推進

4 芸術・文化活動の充実

- (1) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
 - (2) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施
- (1)(2) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
 - ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用

健やかな身体の育成と 体力の向上

明るく生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てるとともに、現代的な健康課題への理解を深め、健やかな身体の育成を図る。

1 体力・運動能力の向上

- (1) 「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、体力づくりの取組の充実
- (2) 中学校部活動の活性化
- (3) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成

特に配慮すべき事項

- (1) ・新体力テストの結果活用
・「京の子ども元気なからだスタンダード」の活用
- (2) ・『運動部活動指導ハンドブック』の活用

2 健やかな身体の育成

- (1) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実
- (2) 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実
- (3) 系統的・総合的な性に関する指導の充実
- (4) 専門機関との連携のもと、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実

- (1) ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
- (2) ・「^{いのち}生命のがん教育授業」の活用

3 食育の推進

- (1) 学校教育活動全体を通じた食育の推進
- (2) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

- (1)(2) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実

家庭・地域社会との連携による 特色ある学校づくり

保護者や地域社会との連携協力を促進し、家庭・地域社会と一体となった教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりを推進する。

1 開かれた学校づくりの推進

- (1) 保護者・地域社会への積極的な情報発信
- (2) 保護者・地域社会との連携による特色ある学校づくりの推進
- (3) あいさつが交わされるまちづくりの推進

特に配慮すべき事項

- (2) ・学校支援地域本部事業の活用
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (3) ・あいさつ運動の推進

2 学校改善に生かす学校評価の充実

- (1) 学校の自己評価、学校関係者評価の公表など学校情報の発信
- (2) 学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立

- (1) ・学校だよりやホームページを活用した積極的な情報発信

教職員の資質能力の向上

京都府教育委員会「教師力向上のための指針」を踏まえ、教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に生かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組む。

1 教職員研修の充実

- (1) 教職員のニーズ等を踏まえ、先進的な研究や実践から学ぶなど多様な研修機会の充実
- (2) 各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実
- (3) 教職員の人権感覚、指導力向上のための研修の充実
- (4) 体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善

特に配慮すべき事項

- (1)(3)
 - ・子ども未来づくり支援事業の効果的な活用
 - ・全教職員対象の研修会の実施
- (4) ・『コンプライアンスハンドブック』を活用した研修の充実

2 教職員評価の実施

- (1) 教職員自らの資質の向上と学校の組織としての教育力の向上

安心・安全な教育環境の充実

児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、あらゆる危機に対応する力をはぐくむ安全教育の充実を図る。

1 学校における安心・安全の確保

- (1) 不登校の未然防止・早期発見・早期解消のための相談活動、体験活動、学習支援の充実
- (2) 向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応と、いじめを許さない指導の徹底
- (3) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (4) 自転車の安全な利用の促進など交通安全指導の徹底
- (5) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底
- (6) P T A、地域社会との連携、登下校など学校内外の安全確保の徹底

特に配慮すべき事項

- (1) ・教育相談事業等の効果的な活用
 - 巡回・来所・電話相談
 - 適応指導教室
 - スクールソーシャルワーカー
 - 心の相談サポーター
 - スクールカウンセラー
 - まなび・生活アドバイザー
 - 心の居場所サポーター
- (2) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育の充実
 - ・定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握
 - ・児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組の推進
- (4) ・自転車運転免許教室等の実施
- (5) ・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
 - ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施

社会教育指導の重点

社会教育においては、「ふるさと向日市創生計画」、「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの振興	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

1 生涯学習の振興

- (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成
- (3) 社会教育関係団体との連携・協力
- (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成
- (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

特に配慮すべき事項

- (1) ・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

2 社会教育施設における学習機会の充実

- (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発
- (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

- (3) 施設の特徴と本市の特性を活かした事業展開と学習相談体制の充実

特に配慮すべき事項

- (3) ・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

<公民館>

- ・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成

<図書館>

- ・多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備とレファレンス機能の充実

<文化資料館>

- ・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用

<天文館>

- ・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実

家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域社会が連携して、様々な活動を通して地域の絆を強め、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

1 家庭の教育力の向上

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題についての理解の促進
- (3) 親のPTA活動などへの積極的な参加と、PTA活動の充実に向けた取組への支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供
- (2) ・PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 「地域で支える学校教育推進事業（学校支援地域本部事業）」の拡充
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) ジュニアリーダー養成講座等を開催し、ボランティアとして活動できる青少年の育成
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

- (4) ・地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

1 人権教育の推進

- (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実
- (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

スポーツの振興

市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。

1 スポーツ活動の推進

- (1) ライフステージ等に応じた多様なスポーツ活動の推進
- (2) スポーツを楽しめる環境づくりの推進
- (3) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2) ・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進

歴史・文化資源の整備と活用

文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

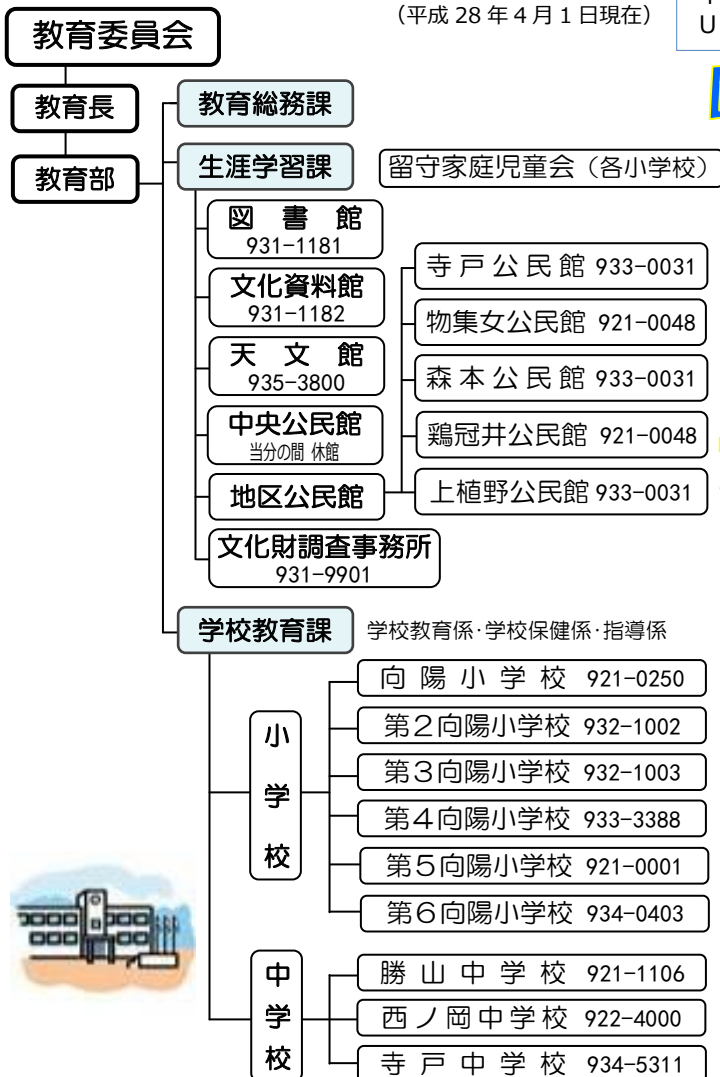
1 文化財の保護と活用

- (1) 長岡京跡や古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

特に配慮すべき事項

向日市教育委員会組織図

(平成 28 年 4 月 1 日現在)



向日市教育委員会
 〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地
 TEL (075) 931-1111 (代) FAX (075) 931-2555
 URL <http://www.city.muko.kyoto.jp/>

図書館 向日市に住んでいる方、通勤・通学している方などなたでも借りることができます。

開館時間

・午前 10 時～午後 6 時
 (貸出は午後 5 時 45 分まで)
 開館時間以外の返却は、
 ブックポストをご利用ください。

休館日

・月曜日 (祝日の場合は開館し、翌日と翌々日を休館)
 ・祝日の翌日・特別整理期間 (不定期)
 ・資料整理日 (毎月末/ただし、土・日曜日のときは次の火曜日)
 ・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)



文化資料館

古代の都・長岡京について常設展示し、また向日市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を果たしています。

開館時間

・午前 10 時～午後 6 時
 (入館は午後 5 時 30 分まで)

休館日

・月曜日
 (祝日の場合は開館し、翌日と翌々日を休館)
 ・祝日の翌日・展示準備期間 (不定期)
 ・資料整理日 (毎月末/ただし、土・日曜日のときは次の火曜日)
 ・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)

入館料

無料



天文館

天文館には、定員 80 人のプラネタリウム室と口径 40 cm の反射望遠鏡が設けられているドーム型天体観測室とを備えています。

開館時間

・午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 (入館は午後 5 時まで)

休館日

・毎週月・火曜日
 ・国民の祝日・休日、機械調整日
 ・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)

入館料

無料 (プラネタリウムは有料)



教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。



●学校教育や子育てについて

スクールホットライン

・教育委員会学校教育課内
 ・月～金 8:30～17:15
 ・931-6060 (直通)

●小中学生自身の悩み 子育てについての悩みは

教育相談員

・教育委員会学校教育課内
 ・水・木 10:00～11:50 13:00～14:50
 ・お問い合わせは、931-1111 (内線 803)

スクールカウンセラー

・向陽小学校及び各中学校に配置
 ・お問い合わせは、在籍している小・中学校に

●不登校児童生徒のための 自立支援は

適応指導教室 (ひまわり広場)

・向日市天文館内に開設 (水～金 9:30～12:00)
 ・お問い合わせは、931-1111 (内線 803)

●ことばやきこえ 発達について

通級指導教室

・向陽小学校、第 3 向陽小学校、第 5 向陽小学校、
 第 6 向陽小学校、勝山中学校に設置
 ・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園、
 小・中学校に

●障がいのある児童生徒の 就学及び教育的支援について

教育支援委員会

・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園、
 小・中学校に



古都のむこう 魅力のふるさと

向日市の 史跡等

●竹の径

向日市特産の「孟宗竹」を使った竹垣の散策路。日本ウォーキング協会「全国歩きたくなる道 500選」などに選ばれています。総延長は約1,800mで、京都府の文化的景観に選ばれています。



●寺戸大塚古墳

古墳時代前期の全長約 98mの前方後円墳で、国の史跡に指定されています。



●桓武天皇皇后陵

長岡京を築いた桓武天皇皇后のお墓として宮内庁管理の陵墓になっています。直径約65m、高さ約7mの円形をしています。



●須田家住宅

西国街道と愛宕道、丹波道の分岐点にある明治 30 年代まで醤油製造業を営んでいた旧家。京都府の指定文化財です。



●元稲荷古墳

古墳時代前期の全長約 94mの前方後円墳で、国の史跡に指定されています。



●石塔寺

鎌倉時代末期創建と伝えられています。毎年、5月3日の花まつりには鶏冠井題目踊りが奉納されます。



●西国街道

京都の「東寺口」を起点として「向日町」を経て「摂津」へと向かう古くからの街道です。



●向日神社

養老2年（西暦 718 年）創建の古社。本殿は、室町時代の三間社流造（さんげんしゃながれづくり）という建築様式で国の重要文化財に指定されています。



●中小路家住宅

西国街道沿いに建つ旧家。幕末に聖護院門跡領の庄屋を務め、同じ頃に建てられた主屋のまわりに長屋門や蔵が連なります。国登録文化財です。



●物集女車塚古墳

古墳時代後期の全長約 46mの前方後円墳で、国の史跡に指定されています。毎年、整備した横穴式石室を公開しています。



●森本遺跡

森本遺跡は、静岡県登呂遺跡と並び代表的な弥生時代の水田跡として知られています。遺構からは全国的にもめずらしい人面付土器が出土しました。



●五塚原古墳

古墳時代前期の全長約 92m の前方後円墳で、国の史跡に指定されています。



●東院公園

長岡宮の内裏と同じ規模をもつ建物群が発見された離宮跡。現在、市民プールを含む公園として整備されています。



●一文橋

長岡京市との市境、小畑川に架かる橋。通行人から一文ずつ徴収して橋の架け替えの費用に充てたという伝承からこの名前がついています。



●大極殿公園（大極殿・小安殿跡）

桓武天皇が政治を司ったところが大極殿（だいごくでん）です。昭和 39 年に国の史跡に指定されました。平成 22 年には、天皇皇后両陛下の行幸啓があり、文化資料館とともに立ち寄られました。毎年、11 月 11 日には長岡京遷都を記念して大極殿祭が行われます。

●朝堂院跡

長岡宮の中央にあった朝堂院は、国の儀式を行う、今の国会議事堂のような政治の中心。平成 4 年に国の史跡に追加指定された西第四堂と南に続く楼閣跡は、案内所も付設した公園として整備されています。



向日市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日

向日市長

向日市議会議長

向日市教育委員会

向日市選挙管理委員会

向日市代表監査委員

向日市公平委員会

向日市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、向日市長、向日市議会議長、向日市教育委員会、向日市選挙管理委員会、向日市代表監査委員、向日市公平委員会（以下「特定事業主」という。）が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号)第2条に基づき、特定事業主において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- 1 部長・次長級の女性職員の割合を、10%以上にする。
- 2 職員の平均超過勤務時間を、平成26年度の実績である月15.5時間から、月14時間以下にする。
- 3 制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇の取得割合を66%以上にする。
- 4 制度が利用可能な男性職員の育児休業の取得割合を10%以上にする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

2で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

目標1：部長・次長級の女性職員の割合を、10%以上にする。

<取組内容>

- 1：女性職員を多様なポストに積極的に配置する。
- 2：女性職員の外部で開催される研修等への派遣を積極的に行う。

目標2：職員の平均超過勤務時間を、平成26年度の実績である月15.5時間から、月14時間以下にする。

<取組内容>

- 1：超過勤務の縮減に向け、特定事業主から全職員に向けてのメッセージを発信する。
- 2：毎週水曜日の定時退庁日を徹底するとともに、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。
- 3：部・課ごとの超過勤務の状況を把握し、超過勤務の多い職場については、管理職のヒヤリングを行うなど注意喚起を行う。

目標 3 : 制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇の取得割合を 66 % 以上にする。

<取組内容>

- 1 : 制度が利用可能な職員に対して、制度の説明（配偶者出産休暇、育児参加のための休暇）を行い、取得を促進する。

目標 4 : 制度が利用可能な男性職員の育児休業の取得割合を 10 % 以上にする。

<取組内容>

- 1 : 制度が利用可能な職員に対し、制度の説明を行い、取得を促進する。
- 2 : 育児休業を取得しやすい雰囲気の醸成のため、部長会議等の場において、定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させるなど、職場の意識改革を行う。

(参考)

状況の把握

1 採用した職員に占める女性職員の割合（平成26年度）

正規職員 53.3%

2 職員の平均した継続勤務年数の男女の差異（H27.10.1時点）

男性14.0年 女性14.5年

3 職員1人当たりの各月ごとの正規の勤務時間を超えて勤務した時間（平成26年度）

1人あたり月15.5時間

4 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（H27.10.1時点）

23.4%

5 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（H27.10.1時点）

部長・次長級4.3% 課長級34.1% 課長補佐級39.1% 係長級48.7%

6 男女の育児休業をした者の数の割合並びに男女の育児休業の平均取得期間（平成26年度）

女性 取得割合100% 取得期間385日

男性 取得割合0% 取得期間0日

7 男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した者の数の割合並びにそれぞれの休暇の平均取得日数（平成26年度）

50%

配偶者出産休暇平均取得日数 2日

育児参加のための休暇平均取得日数 0.5日

(以上)

平成28年度心の相談サポーター事業実施要項

1 目 的

小中学校に「心の相談サポーター」を配置し、不登校傾向の児童生徒を対象に、学習支援や教育相談等を行い、生徒の悩み、不安、ストレス等の解消を図り、心にゆとりを持てるような環境を提供し、もって不登校の未然防止や早期解決を図る。

2 配置校

向日市立小中学校のうち、向日市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める小中学校

3 事業内容

(1) 学校における不登校の未然防止や早期解決を図ることを目的とし、小中学校に臨床心理を学ぶ大学院生を「心の相談サポーター」として配置する。

(2) 「心の相談サポーター」は、校長等の指揮監督の下に、概ね以下の職務を行う。

ア 相談室等における児童生徒への学習支援

イ 不登校傾向の児童生徒の悩み相談・話し相手

ウ その他学校の教育相談活動の支援

(3) 配置期間は、任用の日から平成29年3月31日までとする。

(4) 勤務形態は、年間43週、週14時間（年間602時間）を基本とするが、学校の実態に応じた勤務形態とすることができる。

(5) 教育長は、「心の相談サポーター」を委嘱し、配置する小中学校に勤務することを命じる。

4 「心の相談サポーター」の取扱い

(1) 謝金は、1時間当たり原則として1,250円とする。

(2) 謝金は、勤務実績に応じて支払うものとする。

(3) 心の相談サポーターは傷害保険に加入し、公務上の災害又は通勤による災害の補償は、その内容の定めるところによる。

5 事業計画書・報告書の作成及び提出

(1) 配置校の校長は、実施計画書(別紙様式1)を別に定める期日までに教育長あて提出する。

(2) 実施報告書(別紙様式2)を、別に定める期日までに教育長あて提出する。

向日市立小中学校子ども未来づくり支援事業実施要項

(目的)

第1条 本事業は、向日市立小中学校（以下「学校」という。）が児童生徒の実態や地域の特色を踏まえて実施する、魅力ある教育活動や教職員の資質能力の向上に資する研修等を支援することにより、子どもたちの未来をはぐくむ教育を推進することを目的とする。

(対象となる事業)

第2条 対象となる事業は、単独又は複数の学校並びに向日市教育委員会と学校が共同、共催して実施する児童生徒、教職員、保護者等を対象とした教育活動、研修会、講演会、先進校視察等の子どもたちの未来をはぐくむ教育を推進するための事業とする。

(対象事業の内容)

第3条 対象となる事業の内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 校種間連携等児童生徒の学力向上を図る事業
- (2) 児童生徒の体験的学習活動の充実を図る事業
- (3) 地域との連携による伝統や文化、歴史学習等児童生徒の豊かな人間性を育成する事業
- (4) 健康安全教育の充実を図る事業
- (5) 向日市教育委員会が派遣する退職教員による、採用後2年目以降おおむね5年目までの教員（以下、「若手教員」という。）の指導力向上を図る事業
- (6) その他向日市教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）が適当と認める事業

(支援の内容)

第4条 各事業への支援の内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教育活動、研修会等にかかる講師及び退職教員への謝金（以下「謝金」という。）
- (2) 先進校視察旅費（以下「旅費」という。）
- (3) 消耗品費

(謝金の額)

第5条 各事業における講師及び退職教員の謝金の額は、予算の範囲内において別表に定める謝金基準表に基づくものとする。ただし、向日市小中学校等の関係補助金交付要領に定める補助金との重複はできないものとする。

(旅費の額)

第6条 旅費の額は、向日市旅費条例に基づき、予算の範囲内において実施する額とする。

(消耗品費の額)

第7条 各事業に必要な事務備品等消耗品費の額は、予算の範囲内において実施する額とする。

(事業の計画及び報告)

第8条 謝金等に係る計画及び報告は次に定めるとおりとする。

- (1) 学校長は対象事業の実施前向日市立小中学校子ども未来づくり支援事業計画書（様式1）（以下、「計画書」という。）を事業実施該年度の4月末日までに教育長に提出すること。

(2) 教育長は、計画書を精査し、適当と認められるときは、向日市立小中学校子ども未来づくり支援事業承認通知書（別紙1）をもって学校長に通知する。

(3) 学校長は事業の実施後の翌月末日までに向日市立小中学校子ども未来づくり支援事業実施報告書（様式3）を教育長に提出すること。

（事業の計画及び内容の変更）

第9条 前条第1項の計画書の内容を変更しようとする場合は、次に定めるとおりとする。

(1) 事業実施の1か月前までに教育長に向日市立小中学校子ども未来づくり支援事業変更計画書（様式2）（以下、変更計画書）を提出すること。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。

(2) 教育長は、変更計画書を精査し、適当と認められるときは、向日市立小中学校子ども未来づくり支援事業変更承認通知書（別紙2）をもって学校長に通知する。

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

図書館で広告を出しませんか！

雑誌のスポンサー様を募集します

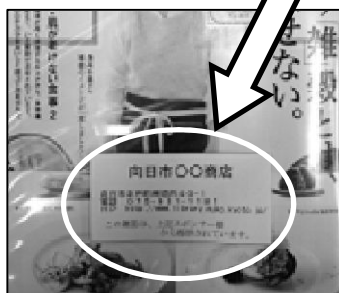
雑誌の購入費用を負担していただくと、提供いただいた雑誌の最新号カバーにスポンサー名などを表示するほか、書架に広告を掲示させていただきます。
必要な費用は、雑誌1年分の購入費用だけです。
雑誌コーナーの利用は多く、効果的な広告が期待できます。

雑誌コーナー



掲載イメージ

雑誌カバー



書架広告



- 募集対象 企業、商店、団体様等
- 募集 平成28年4月発刊号から
- 申込方法 雑誌リストから雑誌を選び、申込書に広告図案(A4サイズ)、会社概要を添付して図書館まで申し込んでください。
(申込書は図書館ホームページからダウンロードできます)

《 くわしくは、向日市立図書館ホームページをご覧ください 》

【お申し込み・お問い合わせ先】

向日市立図書館 <http://www.library.muko.kyoto.jp/>
向日市寺戸町南垣内40-1
電話 075-931-1181
FAX 075-931-1081

雑誌スポンサー一覧

平成28年度に雑誌スポンサーとなっていたいただいた事業所様です。ご協力ありがとうございます。（平成28年3月現在）

スポンサー名	提供雑誌
関西ビルサービス株式会社	SAVVY
株式会社サポーターズJPN	暮らしの手帖
谷税理士法人	日経マネー
株式会社ハウスサポート	クロワッサン、SUMAI no SEKKEI、かぞくのじかん
4社	6誌

※敬称略、五十音順

雑誌リスト

人気 順位	雑誌名	区分	刊行	年間価 格 (円)
1	クロワッサン	女性総合誌	月2回	9,600
2	週刊新潮	総合誌	週刊	19,000
3	婦人公論	女性総合誌	月2回	13,680
4	暮らしの手帖	生活総合誌	隔月刊	5,556
5	週刊文春	総合誌	週刊	20,000
6	週刊朝日	総合誌	週刊	18,620
7	SAVVY	国内タウン誌	月刊	7,200
8	PRESIDENT	ビジネス	月2回	16,560
9	LEE	女性総合誌	月刊	8,040
10	Casa BRUTUS	生活総合誌	月刊	11,400
11	NHKきょうの料理	料理	月刊	6,540
11	日経WOMAN	女性総合誌	月刊	6,960
13	日経PC21	パソコン	月刊	9,000
14	BE-PAL	アウトドア	月刊	7,440
15	Newsweek日本版	総合誌	週刊	23,000
16	鉄道ファン	鉄道	月刊	13,560
16	日経おとなのOFF	生活総合誌	月刊	8,400
18	サライ	総合誌	月刊	8,400
19	SUMAI no SEKKEI	住宅	隔月刊	7,500
20	かぞくのじかん	生活総合誌	季刊	3,280
21	文藝春秋	総合誌	月刊	10,560
22	旅の手帖	国内旅行	月刊	7,152
23	日経トレンディ	生活総合誌	月刊	6,960
24	日経マネー	マネー情報誌	月刊	8,280
25	Number	スポーツ	月2回	14,300
26	THE 21	ビジネス	月刊	6,792
27	MOE	絵本	月刊	10,320
28	子供の科学	自然科学	月刊	8,400
29	Newton	科学	月刊	14,400
30	月刊京都	国内タウン誌	月刊	9,240
31	山と溪谷	登山	月刊	12,336
32	月刊自家用車	自動車	月刊	9,600
33	GOLF DIGEST	ゴルフ	月刊	8,280

現在購入雑誌リスト

人気 順位	雑誌名	区分	刊行	年間価 格 (円)
34	NHK趣味の園芸	園芸	月刊	6,540
35	BISES	園芸	隔月刊	9,900
36	アサヒカメラ	写真	月刊	10,800
37	With	女性総合誌	月刊	8,280
38	明日の友	生活総合誌	隔月刊	4,020
39	月刊基ワールド	囲碁	月刊	10,620
40	NHKきょうの健康	健康	月刊	6,540
41	天然生活	生活総合誌	月刊	8,520
41	芸術新潮	アート	月刊	17,280
43	ESSE	生活総合誌	月刊	6,000
43	non-no	女性総合誌	月刊	6,840
45	ひよこクラブ	育児	月刊	7,440
46	関西のつり	釣り	月刊	12,000
47	ゆうゆう	女性総合誌	月刊	8,640
48	家庭画報	女性総合誌	月刊	14,400
49	世界	総合誌	月刊	10,370
50	JTB時刻表	鉄道	月刊	14,196
51	NHKすてきにハンドメイド	手芸・服飾	月刊	7,404
51	こどものとも	絵本	月刊	5,040
53	将棋世界	将棋	月刊	9,600
54	MEN'S NON-NO	男性ファッション誌	月刊	9,120
55	この本読んで	絵本	季刊	4,320
56	あまから手帖	料理	月刊	9,600
57	日本映画NAVI	日本映画	隔月刊	5,880
58	オール読物	文芸	月刊	11,760
59	美しいキモノ	女性ファッション誌	季刊	8,000
59	SCREEN	映画	月刊	10,320
61	俳句	俳句	月刊	11,040
62	小説新潮	文芸	月刊	11,160
63	音楽の友	音楽	月刊	11,976
64	会社四季報	株式会社	季刊	8,240
65	こどものとも0.1.2	絵本	月刊	5,040

※ 順位は、平成26年度における貸出し数

※ 単価及び年間価格は見込額

は、今回スポンサー提供分